

金融・保険市場におけるトピックス

【IAIS・規制動向】

○G-SIIs 選定手法の見直し等を公表

2016年6月16日、保険監督者国際機構（IAIS）は、「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）選定手法の見直し」（2016年手法）と「保険商品特性から生じるシステムリスク」を公表した。

IAISは、2013年にG-SIIsの選定手法を発表した後、3年サイクルで見直しすることとしている。今回は初めての見直しであり、2016年手法は、2013年の選定手法で使用されていた指標を修正するとともに、G-SIIsを選定する手順を次の5段階のプロセスで示したものである。

- ①IAISの基準を満たす保険会社（50社程度）を対象に、毎年データを収集する
- ②定量的な17指標に基づく保険会社のスコアリングを実施する
- ③定量的閾値を超過した保険会社およびIAISや関連当局の裁量により追加された保険会社について、潜在的なG-SIIsを選定する
- ④潜在的なG-SIIsとの情報交換を行う
- ⑤IAISがG-SIIsのリストを金融安定理事会（FSB）に推薦する

また、IAISは、「保険商品特性から生じるシステムリスク」によって、なぜ保険会社が経営に失敗した際に、一部の商品等がシステムリスクをもたらす可能性があるのかを説明する枠組みを提供している。2016年手法における指標の修正は、この新しい枠組みを反映させたものである。

（IAIS プレスリリース 2016.6.16）

【欧州・市場動向】

○ドイツ・フランスの洪水による保険会社の利益への影響は限定的

2016年5月下旬から6月上旬にかけて欧州各国を襲った大規模な洪水被害を受け、ドイツやフランスの保険会社に大きな影響が及ぶことが懸念された。しかしながら、格付会社のA.M.ベストやフィッチは「2016年上半期の利益は低下するが、年間の利益に影響を及ぼすほどではない」という見方を示している。A.M.ベストの試算によると、付保損害額は、ドイツでは12億ユーロ（約1,370億円）程度、フランスでは9億ユーロ（約1,000億円）程度となっている。

フィッチの試算によると、ドイツでは、経済損失が120億ユーロ（約1兆4,000億円）にのぼるおそれがある。ドイツには自然災害リスクに対する補償を政府が支援するスキームが存在せず、民間保険会社によって提供されている洪水保険は、リスクの高い河川沿岸等では保険料が高く、加入率が低い。そのため、付保損害額は、経済損失よりも

大幅に小さくなる見通しである。

一方、フランスでは、国営の再保険会社である中央公庫再保険（CCR）に支えられ、巨大自然災害保険（Cat Nat）が民間保険会社の財物保険に強制付帯されており、加入率は約90%と高い。そのため、経済損失はドイツの10分の1程度と見込まれているものの、付保損害額はドイツに近い水準になると見込まれている。

（Insurance Journal 2016.6.27 ほか）

【イギリス・市場動向】

○EU 離脱に対するイギリス保険業界の反応

2016年6月23日に実施されたEU離脱の是非を問う国民投票の結果、離脱と決まったことを受け、同国の保険業界からは様々な反応があった。

ロイズは、「EU離脱後も、ロイズが保険市場の中心であることに変わりはない。離脱が実行されるまでの数年間は現在と何も変わらないし、新たな環境下で運営する体制も十分に整えている」という楽観的な声明を発表した。

一方、ロンドン国際保険引受協会（IAU）からは、「世界の保険市場の中心というロンドンの地位を維持するには、EU加盟国に与えられている自由取引の恩恵が不可欠である。EU離脱によって、ロンドンはその魅力の一部を失う懸念がある。イギリスに本社を置く保険会社や、欧州における保険事業の本拠地をロンドンに置くグローバル保険会社は、今後の戦略を見直すことになるだろう」と、EU離脱を不安視する声が上がっている。

ロンドンに本社を置き、EU各国に子会社を持つ大手保険会社のアビバは、EU離脱の影響を分析した結果、「会社のオペレーションに重大な影響は及ばないだろう」という見解を表明した一方で、今後もイギリスとEUの交渉を継続して注視していく考えを示している。

（Business Insurance 2016.6.27、Aviva ウェブサイトほか）

【米国・規制動向】

○FRB がシステム上重要な保険会社へのグループ資本規制案を公表

2016年6月3日、連邦準備制度理事会（以下「FRB」）は、米国の「システム上重要な金融機関」（以下「SIFI」）に指定された保険会社に対するグループ資本規制案を公表した。現在、米国内でSIFIに指定されている保険会社は、AIGとプルデンシャルの2社である。

規制案は、「規則制定案の事前通知（Advanced Notice of Proposed Rule-making : ANPR）」として、8月2日までパブリックコメントに付される。

提案内容は、保険監督者国際機構（IAIS）が開発を進めている「グローバルな保険資本基準の基礎となる基礎的資本要件（Basic Capital Requirement : BCR）」の草案

に歩調を合わせ、SIFI に対し、連結アプローチを適用するというものである。連結アプローチとは、保険会社全体の資産と保険負債をリスクのセグメント別に分類し、連結レベルでの各セグメントに適切なリスクファクターを適用し、必要資本の最低比率を設定するアプローチである。

米国において、保険会社への資本規制は、州別に事業会社単位で行っている。FRB が今回の規制案を公表した背景には、2010 年ドッド・フランク法施行により、SIFI に対する規制・監督責任が FRB に付与されたことを受け、連邦による資本規制の策定が求められていたためである。

米国損害保険者協会（Property Casualty Insurers Association of America : PCI）は、「FRB の監督に服する、国内保険持株会社に対するグループ資本アプローチの開発に大きな進展が見られたことを称賛する。今回のアプローチは、今後の州別規制と連邦規制の関係の先例となり得るものであり、また国際的な審議に影響を及ぼすこともあり得るので、正しく対応することが重要」と述べている。

（FRB リリース 2016.6.3、Insurance Journal 2016.6.5 ほか）

【米国・市場動向】

○自動車保険の顧客満足度は保険料引上げの影響で低下

市場調査会社の J.D.パワーが、2016 年の 1 月～3 月に実施した調査によると、自動車保険の顧客満足度は、業界全体で 1,000 ポイント満点中 811 ポイントで、前年の 818 ポイントから 7 ポイントの低下となった。保険会社の規模別では、元受保険料 20 億ドル超の大規模保険会社は 814（前年比▲7）ポイント、元受保険料 8 億ドル以下の小規模保険会社は 815（前年比+1）ポイントであった。

業界全体の顧客満足度の低下は、保険料に対する満足度が下がったことが主要な原因である。保険料が引き上げられた顧客の多くは、その原因となるような事故の発生や生活状況の変化がなかったにもかかわらず、保険会社が一方的に保険料を引き上げたと感じている。

また、大規模保険会社の顧客満足度が下がり、小規模保険会社の顧客満足度がわずかに上昇したのは、保険料に対する顧客満足度の違いから生じている。大規模保険会社は、ウェブサイトを利用したオンライン募集に注力する一方、小規模保険会社は、独立代理店が保険の価値を顧客にきめ細かく説明し、保険料引上げについて顧客の理解を得ることができたためと J.D.パワーは解釈している。

（J.D. Power プレスリリース 2016.6.20、Insurance Journal 2016.6.21）

【アジア、オセアニア・市場動向】

○ANZIIF がベトナム保険教育センターと覚書を締結

2016年5月10日、ベトナム保険研究教育センター（IRT）とオーストラリア・ニュージーランド保険金融総合研究所（ANZIIF）は、教育研修プログラムの協力と支援を行う覚書（MOU）を調印した。

ANZIIF と IRT はプロフェッショナル意識の確立と人材の能力向上が、ベトナムの保険業界の成功の基盤となるという共通認識を持っており、保険教育研修プログラムやベトナム保険市場における人材の能力評価の構築等を強化していくとしている。

なお、ANZIIF はアジア地域における保険教育研修機関として 100 年を超える長い歴史を持ち、数多くの実績がある。近年 ANZIIF はアジアへの進出を強化しており、今回のベトナムとの MOU 締結に先駆け、2015 年 10 月 16 日にはタイ、2016 年 5 月 2 日には中国の関係機関とも協力覚書を交わしている。

（Portal MOF 2016.5.11 ほか）

【韓国・市場動向】

○実損医療保険の保険料上昇を巡り、医療業界・保険業界間で激しい対立

実損医療保険は、国民健康保険で補償対象外となる費用を補償するため、加入者数が多く、3,000 万人超が加入している。しかし、今年に入ってから保険料が平均で 20% 以上上昇し、医療業界と保険業界との間に深刻な対立が起きている。

医療業界は、実損医療保険には特約数が多く、保険会社が過当競争した結果、損害率が上昇し、このような保険料値上げを招いていると保険業界を批判している。一方、保険業界は、医療機関が患者に高価な診療を勧めて過剰診療を行っており、それによって高額となった医療費が保険料上昇を招いていると医療業界を批判している。他方、保険料負担が重くなることに不満を持った国民からは「過剰診療を防ぐために、医療機関の違法行為を申告すれば報奨金がもらえる制度を導入してはどうか」という声がある。

このような中、金融当局は、標準約款の改正を行い、過剰診療の代表例である下肢静脈瘤を実損医療保険の支払対象外とし、損害保険会社も自社の約款を改正した。これに対し、大韓胸部心臓血管外科学会等の複数の医療関係団体は「標準約款改正後、損害保険会社が改正案を自社商品約款に一律に反映したのは不当談合である」と主張し、12 の損害保険会社を公正取引委員会に談合の疑いで共同提訴した。一方、保険業界からは「保険料引上や約款変更談合行為はない」としており、両業界はますます対立色を深めている。

（京郷新聞 2016.5.26、（韓国）保険毎日 2016.6.15 ほか）